

県民まちなみ緑化事業 第5期事業の見直し内容

● 第5期では、制度の基本的な枠組みは第4期から継続しつつ、一部の制度見直しを行います

1 「住民団体」要件の見直し

(第4期) 概ね10人以上で構成された、自治会等の地域基盤団体又は地域住民が参画する緑化活動団体
→ (第5期) 概ね5人以上で構成されたグループ (代表者は兵庫県内に在住、在勤又は在学に限る)

2 官民連携による緑化の取組を支援

「一般緑化」メニューに「官民連携緑化」区分を設定し、市町が住民や企業等と連携(※)して実施する緑化事業に係る費用を補助します

※植栽又は維持管理等に県民や企業が参画するもの

○補助率：1/2 ○補助限度額：640万円 (6,400円/㎡)

3 高質な都市緑化(高木植樹等)に対する補助拡充

都市部を対象に質の高い緑地整備(※)に対して補助率・補助限度額を拡充します

※緑化面積、高木の本数、暑さ対策への貢献度、緑地の公開性等を評価する基準を設定

○対象地域：市街化区域・人口集中地区

○対象メニュー：一般緑化、ひろばの芝生化、樹木による屋上緑化

○補助率：個人・法人 [通常] 1/2 → [高質] 2/3 ※住民団体の補助率は10/10

○限度額：

※別途㎡限度額あり

	一般緑化	ひろばの芝生化	樹木による屋上緑化
住民団体…	[通常]400万円 [高質]600万円	住民団体…[通常]400万円 [高質]600万円	[通常]250万円 [高質]480万円
個人法人…	[通常]250万円 [高質]500万円	個人法人…[通常]250万円 [高質]500万円	

4 「都心緑化」(駅周辺の大規模緑化)の補助拡充

・これまで補助対象としていた協議会のほか、一の法人も補助対象とします

・補助率・補助限度額を拡充します

○補助率：(第4期) 1/2 → (第5期) 2/3

○限度額：(第4期) 2,500万円 → (第5期) 3,300万円

5 補助要件・補助対象の一部見直し

都市部(市街化区域・人口集中地区)を対象に要件等を一部緩和します

○「一般緑化」…将来緑地に供される等の一定の要件を満たす場合、植栽基盤整備のみでも補助します

○「屋上・壁面緑化」…視認性等の補助要件を廃止します

6 維持管理の負担を軽減するための補助拡充

・維持管理の負担を軽減する設備等を導入する場合の補助限度額加算の対象を拡充します

○対象メニュー：一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化

○対象の維持管理設備：自動灌水装置、ロボット芝刈機、雨水貯留タンク、井戸

・「県民まちなみ緑化事業(維持管理支援)」において、県民まちなみ緑化事業を実施した住民団体を対象に維持管理を支援します

○実技ワークショップ：維持管理技術向上のため、実技講習の受講を支援します

○枯損樹木の復旧：事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に枯損した高木の復旧費用を補助します

○維持管理設備等の修理・修繕：事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に故障した維持管理設備の修理・修繕費用を補助します